

事業所の皆さまへ

平成30年 毎月勤労統計調査 特別調査のお願い

厚生労働省
都道府県

お忙しいところ、貴重なお時間をいただきありがとうございます。

この度、毎月勤労統計調査特別調査を行うための調査区として、この地域が指定されました。

調査に先立ち、統計調査員が皆様の事業所にお伺いして、事業所の名称、常用労働者数などをお尋ねする「準備のための調査」を実施いたします。

「準備のための調査」では、指定した調査区の最新の事業所名簿を作成いたします。この名簿は、調査の対象となる事業所を整理するためのもので、他の用途に使用することは絶対にありません。

また、統計調査員は知事が任命した公務員であり、調べた事からについて他に漏らすことは、統計法で固く禁じられています。

正しい統計結果を出すために、まず、事業所名簿が最新のものであることが必要です。統計調査員の質問には、ありのままをお答えくださいますようお願いいたします。

毎月勤労統計調査 特別調査とは？

常用労働者5人以上の事業所を対象に毎月行っている毎月勤労統計調査（賃金や労働時間、雇用の変動を毎月明らかにする調査）を補うために常用労働者1～4人の事業所を対象に年1回行う調査です。

調査対象の範囲は、農業、林業、漁業、家事サービス業、外国公務及び一般公務を除く事業所です。

調査の結果は、小規模事業所の実態を示すものとして最低賃金の決定に係る審議会資料に使用される等、行政施策の企画・立案に役立てられています。

なお、この調査は国の重要な統計を作成するための調査として、統計法に基づき「基幹統計調査」とされています。

調査の流れ

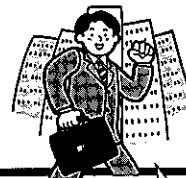
厚生労働省

調査区の指定

<準備のための調査>

統計調査員

調査区内の最新の事業所名簿を作成
(事業活動の内容、労働者数などをお尋ねします)。



調査区内の常用労働者数が1～4人の全ての
事業所に対して

統計調査員

常用労働者ごとの性別、通勤・住込みの別、
家族労働者であるかどうかの別、年齢、
勤続年数、出勤日数、1日の実労働時間数、
きまって支給する現金給与額、
年間の特別給与額
について調査いたします。

統計を作成する目的
以外に使用すること
は絶対にありません。



厚生労働省

統計作成



基幹統計調査とは？

A

国の重要な統計を作成するための調査として、統計法に基づき承認された統計調査のことです。

調査対象になった方は、統計法により調査に回答しなければなりません。一方で調査した内容についての秘密の保護などについては厳重な規定が定められています。国勢調査、経済産業省生産動態統計調査、経済センサス等も基幹統計調査です。

ご不明な点などがありましたら、下記までご連絡ください。

沖縄県企画部 統計課

人口社会統計班 毎勤担当

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2
TEL(098)866-2050 FAX(098)866-2056



毎月勤労統計調査特別調査
イメージキャラクター
「とくちゃん」



厚生労働省毎月勤労統計調査担当

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL 03-5253-1111 (内線7605～7607, 7609, 7610)

毎月勤労統計調査特別調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。

トップページ → 統計情報・白書 → 各種統計調査 → 厚生労働統計一覧 →

7. 雇用 → 毎月勤労統計調査(特別調査) <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/31-1.html>

調査事業所の皆さまへ

～統計が 教えてくれる 地域力～

毎勤だより

毎月勤労統計調査 特別調査

毎月勤労統計調査特別調査とは？

常用労働者5人以上の事業所を対象に毎月行っている毎月勤労統計調査（賃金や労働時間、雇用の変動を毎月明らかにする調査）を補うために常用労働者1～4人の事業所を対象に年1回行う調査です。

毎月行っている「毎月勤労統計調査」は、その前身も含めると大正12年から始まり90年以上継続している歴史ある調査です。このうち、特別調査は昭和32年から実施しています。

なお、この調査は国の重要な調査として、統計法に基づく基幹統計調査とされ、調査対象となった事業所に対して、回答の義務に関する規定や回答しなかった場合の罰則規定が設けられており、さらに調査の従事者には秘密保護の義務が課せられている、大切な調査です。

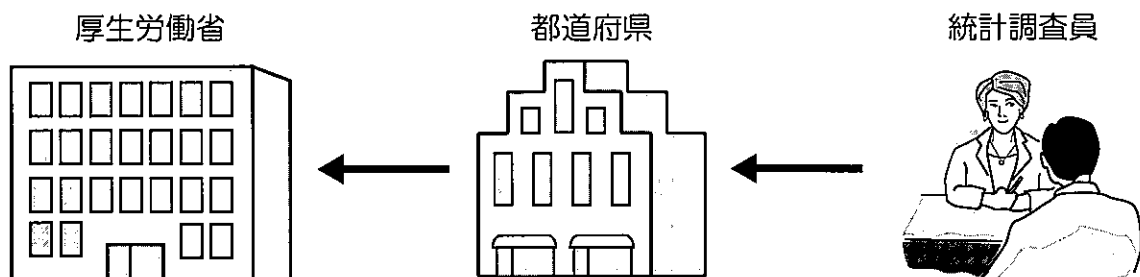
調査対象の範囲は、農業、林業、漁業、家事サービス業、外国公務及び一般公務を除く事業所です。

調査の結果は、小規模事業所の実態を示すものとして最低賃金の決定に係る審議会資料に使用される等、行政施策の企画・立案に役立てられています。

調査の方法

調査に際しては、貴事業所に統計調査員がお伺いします。この統計調査員は、都道府県知事が任命した公務員で、必ず統計調査員証を携帯しています。

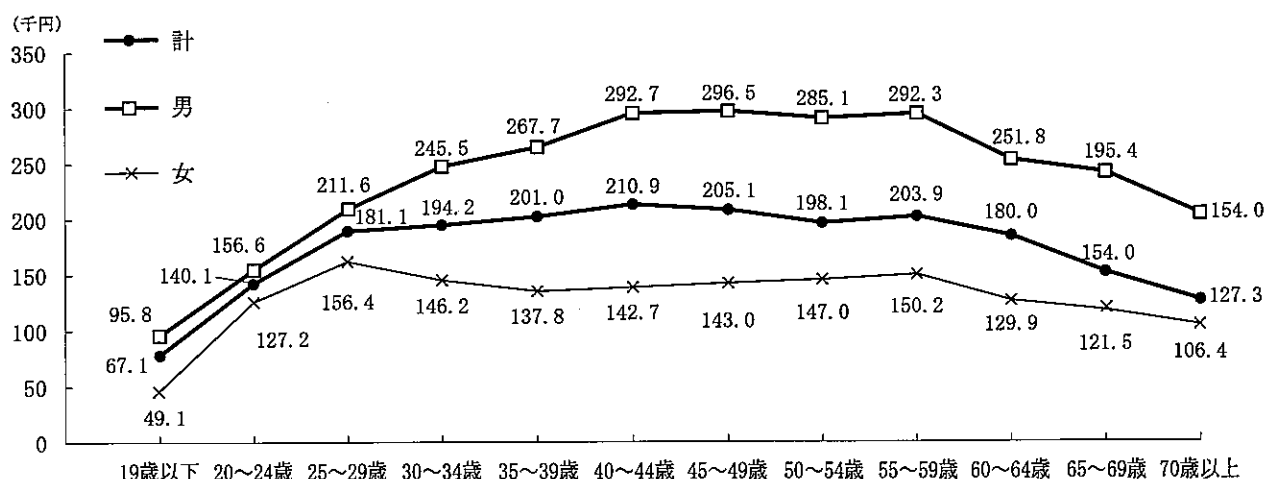
調査の流れ



●平成29年毎月勤労統計調査特別調査の結果から●

◎性、年齢階級別きまって支給する現金給与額

(平成29年7月、企業規模1～4人、調査産業計)



◎きまって支給する現金給与額、特別に支払われた現金給与額、出勤日数、通常日1日の実労働時間、勤続年数、短時間労働者の割合の推移

(各年7月、事業所規模1～4人、調査産業計)

年	きまって支給する現金給与額 ¹⁾	特別に支払われた現金給与額 ²⁾	出勤日数 ¹⁾	通常日1日の実労働時間 ¹⁾	勤続年数 ³⁾	短時間労働者の割合 ³⁾
	円	円	日	時間	年	%
平成19年	190,482	214,629	21.1	7.2	10.9	26.9
20	192,630	208,367	21.2	7.2	11.1	27.0
21	185,402	195,387	20.8	7.1	10.6	28.2
22	184,676	184,694	20.7	7.1	10.8	28.4
23	187,962	191,014	20.6	7.1	11.0	28.1
24	188,928	191,400	20.6	7.1	11.0	28.0
25	190,475	201,808	20.7	7.1	11.2	28.0
26	192,120	208,488	20.7	7.1	11.4	28.5
27	191,269	216,965	20.4	7.0	11.3	29.0
28	195,701	227,206	20.2	7.0	11.6	28.9
29	196,363	227,457	20.1	7.0	11.7	29.2

注：1) 各年7月の数値である。

2) 調査年の前年8月1日から調査年7月31日までの1年間分の数値であり、勤続1年以上の者を対象に算出している。

3) 各年7月末日現在の数値である。

◎都道府県別きまって支給する現金給与額、出勤日数、通常日1日の実労働時間

(平成29年7月、事業所規模1~4人、調査産業計)

都道府県	きまって支給する 現金給与額	出勤日数	通常日1日の 実労働時間
	円	日	時間
全 国	196,363	20.1	7.0
北海道	206,329	21.1	7.1
青森	171,679	21.9	7.2
岩手	183,278	21.4	7.2
宮城	190,307	20.4	7.1
秋田	187,325	21.3	7.1
山形	186,744	21.7	7.3
福島	199,991	20.9	7.0
茨城	198,088	20.0	7.0
栃木	188,454	20.4	7.0
群馬	211,016	20.5	7.0
埼玉	193,739	19.4	6.8
千葉	194,947	18.8	6.7
東京都	225,510	19.6	7.2
神奈川県	199,404	18.8	6.9
新潟	202,414	20.8	7.2
富山	185,807	20.1	7.0
石川	193,246	21.1	7.0
福井	187,384	20.5	6.9
山梨	192,158	20.6	7.1
長野	194,371	19.8	7.1
岐阜	175,320	19.8	6.7
静岡県	192,669	20.0	6.9
愛知県	207,395	20.1	7.0
三重	198,494	19.9	6.8
滋賀	204,273	19.8	7.1
京都	187,395	19.7	6.9
大阪	208,287	19.7	7.0
兵庫県	189,628	19.6	6.9
奈良	180,445	19.5	6.8
和歌山	173,356	20.4	6.8
鳥取	200,646	20.9	7.4
島根	190,057	20.7	7.1
岡山	214,201	20.7	7.2
広島	209,843	20.5	7.0
山口	174,984	19.7	6.9
徳島	174,768	20.3	6.8
香川	177,360	20.3	6.7
愛媛	180,030	21.2	7.1
高知	166,152	19.9	6.9
福岡	196,249	20.6	7.1
佐賀	188,922	21.1	7.2
長崎	176,812	21.6	7.1
熊本	185,478	21.4	7.2
大分	174,631	20.3	7.1
宮崎	177,049	20.7	7.0
鹿児島	179,140	20.9	7.2
沖縄	152,599	20.3	6.8



この調査は報告（調査票の提出）の義務があります

この調査は、統計法という法律で基幹統計調査として承認されています。

統計法では、基幹統計調査の調査対象となった方に対して、報告の義務を規定し、報告を拒否することや虚偽の報告をすることを禁止しています。また、これらに違反した場合の罰則も規定しています。



調査の内容が、他に知られたりするようなことはないのでしょうか？

ありません。統計法において、調査票情報等を調査の目的以外のために用いることは禁止されています。そのため調査の内容を、税金の算定や、労働基準法その他の法律に基づく取り締まりなどに用いることは絶対にありません。

なお、調査には、統計調査員が伺っておりますが、統計調査員は、知事が任命した公務員です。調べたことについて他にもらすことは、統計法で固く禁じられています。

安心してお答えください。



毎月勤労統計調査「特別調査」キャラクター「とくちゃん」

調査へのご理解とご回答をお願いいたします。

調査についてのご質問がありましたら、各都道府県の統計主管課までお問い合わせください。

沖縄県企画部 統計課

人口社会統計班 毎勤担当

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2
TEL(098)866-2050 FAX(098)866-2056



厚生労働省毎月勤労統計調査担当

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL 03-5253-1111 (内線 7605~7607, 7609, 7610)

毎月勤労統計調査特別調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。

トップページ → 統計情報・白書 → 各種統計調査 → 厚生労働統計一覧 →

7. 雇用 → 毎月勤労統計調査(特別調査) <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/31-1.html>